

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

裁判所		税目		争点		課税年度		判決年度		争点		課税年度		判決年度		争点		課税年度		判決年度		
裁判所	税目	原告	被告	争点	課税年度	判決年度	争点	課税年度	判決年度	争点	課税年度	判決年度	争点	課税年度	判決年度	争点	課税年度	判決年度	争点	課税年度	判決年度	
大阪	法人税	国(門真税務署長)	未確定	①国外関連者に対する株式の譲渡にいて、寄附金課税よりも移転価格税制が優先的に適用されるか否か ②本件株式の譲渡価格は時価に比して低額か否か	29/3	3	小磯松務官 一橋総括主査 村尾実査官 青野実査官	東京地方3	R3.9.27	R7.5.28	全部敗訴											
金沢	法人税	国(金沢税務署長)	未確定	原告が土地建物を取得した後、当該建物を取り壊して換金に算入した取得費は、当該土地の取得費に含まれるべきか、否か。	31/4	3	島田主任松務官 中村松務官 細田実査官	東京地方3	R3.10.21	R6.11.13	棄却	東京高等14	R6.11.28	相手側	R7.9.18	棄却						
東京	消費税	国(麹町税務署長)	保固	相手側が取得した物流施設は消費税法上の「棚卸資産」に該当し、同施設に係る消費税額が、消費税法36条5項により控除対象となる課税仕入れに含まれないこととなるか否か。	28/10	3	島田松務官 吉川実査官	東京地方51	R3.10.26	R5.9.8	棄却	東京高等16	R5.9.21	相手側	R6.4.11	棄却	最高二小		R6.4.24	相手側		
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	保固	1 本件各金員は、課税仕入に係る支払対価に該当するか否か。 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	27/3～30/3	3	廣瀬松務官 川崎実査官 比嘉実査官	那覇地方1	R3.12.22													
仙台	所得税(源泉)	国(仙台中税務署長)	未確定	消費税・法人税 原告のキャバクラ店に勤務するホステスに対し支払った金額が給与所得に該当するか否か	22/2～26/2	1	佐藤専門官	仙台地方3	R3.12.27	R7.3.5	却下棄却	仙台高等1	R7.3.18	相手側	R7.9.9	棄却						
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	保固	1 本件管理規約の改定及び本件児童の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約1に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2～30/2	3	廣瀬松務官 川崎実査官 比嘉実査官	那覇地方1	R3.12.28													
関信	相続税	国(松本税務署長)	保固	株式の評価方法について 本件株式に適用される評価通達に定める評価方法本件株式を評価通達のために評価することが著しく不適当と認められる特別な事情があるか。	25	2	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方38	R4.2.28	R7.1.17	全部敗訴	東京高等4	R7.1.30	国側	R7.6.19	全勝			R7.7.7	相手側		
福岡	法人税	国(久留米税務署長)	保固	①本件青色申告承認取消処分の適法性 ②輸出免税の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ③仕入控除の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ④調査手続の適法性(消費税)	27/8～1/12	1	田中松務官 山本実査官	福岡地方1	R4.4.22	R6.12.11	棄却	福岡高等1	R6.12.25	相手側	R7.7.17	棄却						
大阪	所得税	国(東住吉税務署長)	保固	1 本件交際費及び本件減価償却費は、本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 2 本件サブリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正賃料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の是認通知と矛盾して信義則に反する違法なものか否か。(消費税)	27～28	1	清家松務官 徳山総括主査 木山実査官	大阪地方2	R4.5.2	R6.3.13	一部敗訴	大阪高等1	R6.3.28	国側	R7.4.25	全勝	最高三小		R7.5.8	相手側		
東京	法人税	国(南税務署長事務承継者麹町税務署長)	保固	処分行政庁が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	19/3～24/3	3	嶋田松務官 吉川実査官	東京地方51	R4.5.27													
東京	所得税	国(緑税務署長事務承継者横浜南税務署長)	保固	(1) ふるさと納税の返礼品に係る各経費的利益は、相手側の一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入されるか否か。 (2) 本件における所得税等の各更正処分は、信義則に反する違法な処分か否か。	29、30	1	藤崎松務官 菊地実査官	横浜地方1	R4.5.31	R6.2.14	棄却	東京高等22	R6.2.22	相手側	R6.12.11	棄却	最高二小		R6.12.19	相手側	R7.5.23	棄却
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	未確定	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	26	1	矢上松務官 三島実査官	熊本地方2	R4.6.3	R6.2.28	却下棄却	福岡高等4	R6.3.15	相手側	R6.10.2	棄却	最高一小		R6.10.18	相手側	R7.4.17	不受理
大阪	所得税	国(芦屋税務署長事務承継者南税務署長)	未確定	1 本件マイニング、本件リース及び本件レンタルに係る所得は、事業所得、雑所得のいずれに該当するか。 2 本件マイニングに係るマイニングマシンの購入に、措置法10条の5の3の適用はあるか否か。 3 本件各修正申告書の提出は、調査通知前に更正があるべきことを予知してされたものか否か。	28～30	1	村上(幸)松務官 徳山総括主査 久保実査官	大阪地方2	R4.7.7	R6.10.30	棄却	大阪高等8	R6.11.13	相手側	R7.9.4	棄却						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

国	主税課長	所轄等	係属官	原告の主張	被告の主張	争点	裁判所	審判官	判決年月日	控訴	争点	裁判所	審判官	判決年月日	上告	争点						
名古屋	所得税 (源泉)	国	係属官	原告が「新球において還付を求める各期の源泉所得税額の金額は、国税通則法58条に規定する過納金に該当するか否か。」 〔請求額：39,023,170円（仮執行費請求あり）〕	27/4～30/7	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9	R4.7.19 R6.12.5	棄却	名古屋高等4		R6.12.17	相手側								
名古屋	消費税	国(船田税務署長)	係属官	本件工賃は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。	26/3～29/3	1	辻主任松務官 竹田連調官 西金実査官	名古屋地方8	R4.7.19 R6.7.18	棄却	名古屋高等1		R6.7.29	相手側	R7.1.30	棄却	最高三小		R7.2.7	相手側		
名古屋	相続税	国(昭和税務署長)	係属官	本件株式の価値を、財産評価基本通達で定める方法以外の方法により評価した本件更正処分は、適法か否か(財産評価基本通達6により評価することの適否)。	26	2	村田松務官 加藤専門官 服部実査官	東京地方38	R4.8.2													
東京	相続税	国(麻沢税務署長)	係属官	(1)代償分割の方法により法定相続分の割合で遺産分割が行われた場合に、当該割合に応じて相続税額を計算すべきか否か。 (2)相続税法基本通達11の2-10の適用方法について	17	1	森田松務官 佐野実査官	東京地方2	R4.8.3 R6.5.23	棄却	東京高等7		R6.6.10	相手側	R6.11.28	棄却	最高一小		R6.12.16	相手側		
東京	所得税 (源泉)	国(本所税務署長)	系属	(1)平成29年11月、平成30年11月及び同年12月の3回にわたり旅外相手側元理事長名義の口座に振り込まれた金員は、相手側から旅外相手側元理事長に対する給与に該当するか否か。 (2)相手側に、国税通則法88条3項に規定する隠蔽又は虚偽の事実があったと認められるか否か。 本件消費税更正等各処分の適法性	29/11、30/11、30/12	2	大橋松務官 青木主査	東京地方3	R4.8.17 R7.8.6	棄却												
福岡	消費税	国(久留米税務署長)	系属	①消費税法施行規則5条の含意性及び適法性 ②本件送付取引が本邦からの輸出として行われる資産の譲渡(消費税法7条1項1号)に該当するか否か ③本件各処分の前提となる税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か ④本件各処分に係る理由照記が適法であるか否か	元/8	1	田中松務官 松村実査官	福岡地方1	R4.8.22 R6.8.5	棄却	福岡高等1		R6.6.19	相手側	R6.12.3	棄却	最高三小		R6.12.17	相手側	不受違	
広島	所得税	国(岡山東税務署長)	係属官	原告の本件年分の所得金額の計算上、連帯保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か (本人訴訟)	1	1	高橋松務官 井上実査官 福本実査官	東京地方38	R4.8.5 R6.8.1	棄却	東京高等8		R6.8.20	相手側	R6.11.28	棄却	最高三小		R6.12.7	相手側	棄却	
大阪	相続税	国(伏見税務署長)	係属官	本件更正処分における理由の提示は、行政手続法14条1項本文が要求する理由の提示として不備があるか否か	28	2	髙松務官 土黒実査官 西田実査官	京都地方3	R4.9.13 R6.9.26	棄却	大阪高等14		R6.10.9	相手側	R7.4.17	棄却						
大阪	所得税	国(伏見税務署長)	係属官	1 本件信託は、本件被相続人を受益者として設定されたものであるか否か 2 本件信託が本件被相続人を受益者として設定されたものである場合、本件被相続人の受益割合はいくらか 3 納税者が本件被相続人の受益割合に係る利益を取得したことは、贈与に当たるか否か(相続税)	27～28	2	岡田松務官 牧瀬総括主査 鎌田実査官 西田実査官	大阪地方7	R4.9.15 R7.4.17	棄却	大阪高等5		R7.5.1	相手側								
札幌	法人税	国(小樽税務署長)	係属官	原告の所有する土地の譲渡に係る収益の計上時期(引渡しの日)はいつか (消費税)	30/12	1	富山松務官 後藤実査官	札幌地方2	R4.9.15 R6.2.5	棄却	札幌高等2		R6.2.19	相手側	R6.11.8	棄却	最高三小		R6.11.22	相手側	R7.6.25	棄却
東京	所得税	国(麻布税務署長)	未確定	(1)多額の米国ドル預金を保有する相手側が、米国ドルの借入れを行って米国ドル建て不動産を取得した取引によって、相手側に為替差益に係る所得が発生し、実現したといえるか否か。 (2)上記(1)の取引における米国ドルの取得時の円換算額は、総平均法に準ずる方法(国税主義)又は個別法(相手側主張)のいずれの方法を用いて算定することが合理的であるか。 相手側が原処分当時理事長を務めていた2つの学校法人が、平成29年分及び同30年分に関連法人に支払った各金員のうち、ほぼ同様に、当該関連法人から相手側名義の口座に送金された各金員は、当該学校法人から相手側に対する給与(賞与)に該当するか否か。	29、30	1	岩崎松務官 斎藤実査官	東京地方3	R4.9.16 R7.2.5	棄却	東京高等23		R7.2.18	相手側	R7.9.17	棄却						
東京	所得税	国(千葉南税務署長)	未確定	相手側が平成29年分及び同30年分に関連法人に支払った各金員のうち、ほぼ同様に、当該関連法人から相手側名義の口座に送金された各金員は、当該学校法人から相手側に対する給与(賞与)に該当するか否か。	29～1	2	佐藤松務官 伊藤実査官	東京地方38	R4.9.21 R7.8.8	棄却												
関信	所得税	国(春日部税務署長)	係属官	保有する路旁資産等その他の路旁資産等に交換した際に生じた損益が課税対象となるか否か。	29	2	瀧澤松務官 岡田専門官 富山実査官	東京地方51	R4.9.27 R7.6.3	棄却												
東京	相続税	国(杉並税務署長)	係属官	相続人が承継した債務のうち、相続開始時において、近頃将来に裁判上の和解に基づき免除される可能性が高かった債務が、相続税法14条1項に規定する「債権と認められるもの」に該当するか否か。	26	1	柏田松務官 堀根専門官	東京地方2	R4.10.18 R6.11.28	棄却	東京高等23		R6.12.12	相手側	R7.7.16	棄却	最高裁		R7.7.31	相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審		第二審		第三審		上訴人		結果							
原告	被告	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点						
福岡	国賠	国	1 税務署長が更正処分等を行うにあたり職務上の注意義務を怠っていたか(違法性) 2 取消訴訟を経ないでなされた国家賠償において本税額及び附属税額等が認められるか(損害) 3 税務調査により原告は精神的苦痛を被ったか(被害及び因果関係) (請求金額:4180千円、仮執行宣言あり)	1 酒井松務官 菊元実資官	福岡地方6	R4.10.27	R6.11.20	棄却	福岡高等1	R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却						
名古屋	所得税(源泉)	国(千種税務署長)	原告は、本件源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったことについて、通則法67条1項ただし書きに規定する「正当な理由」があると認められるか否か。 本件被相続人が本件合資会社を死亡退職したことにより、本件被相続人において、みなし配当が認められるか否か。	29/10 1	社主任松務官 竹田通調官 吉金実資官	名古屋地方9	R4.11.22	R8.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.6	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小	R6.9.20	相手側		
名古屋	所得税	国(千種税務署長)	原告らが、本件みなし配当所得を申告しなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるか否か。	28 1	社主任松務官 竹田通調官 吉金実資官	名古屋地方9	R4.11.22	R6.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.6	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小	R6.9.20	相手側		
名古屋	相続税	国(千種税務署長)	本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の価額は、本件各同意に基づき、零円とすべきか否か。	28 1	社主任松務官 竹田通調官 吉金実資官	名古屋地方9	R4.11.22	R6.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.6	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小	R6.9.20	相手側		
大阪	消費税	国(南税務署長)	1 本件支出額は、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か 2 本件消費税等更正処分に理由附記の不備があるか否か 3 本件の開示に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か	27/12 3	稲田松務官 川上実資官	大阪地方2	R4.11.24	R7.5.23	棄却										
東京	相続税	国(川崎西税務署長)	被相続人が断外会社に対して有していた原状回復請求権は、相続開始時において、評価額205が定められその回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときに該当するものであるか否か。 1 本件各更正処分等は、国税通則法24条に規定する調査を欠いた違法なものか否か 2 本件調査に係る調査結果の内容説明に手続違反の違法があるか否か 3 本件各支出額のうち、本件各年分の不動産所得の必要経費として認められるべき金額はいくらか	28 1	森田松務官 佐野実資官	東京地方2	R4.12.6	R6.12.5	棄却	東京高等24	R6.12.19	相手側	R7.7.16	棄却					
大阪	所得税	国(尼崎税務署長)	1 本件各更正処分等は、国税通則法24条に規定する調査を欠いた違法なものか否か 2 本件調査に係る調査結果の内容説明に手続違反の違法があるか否か 3 本件各支出額のうち、本件各年分の不動産所得の必要経費として認められるべき金額はいくらか	27~29 1	友田松務官 徳山総括主査 久保実資官 池谷実資官	神戸地方2	R4.12.14												
東京	法人税	国(西新井税務署長)	役員に対して支給した給与は、事前確定届出給与に該当するか否か。	2/6 1	相川松務官 羽島専門官	東京地方3	R4.12.20	R6.2.21	棄却	東京高等9	R6.3.8	相手側	R6.10.2	棄却	最高三小	R6.10.17	相手側	R7.9.3	不受理
大阪	所得税(譲渡)	国(東山税務署長)	1 本件各加分の理由の提示に不備があるか否か 2 本件所得税等に係る譲渡所得の金額の計算において、総収入金額に計上すべき本件各土地の譲渡に係る収入金額はいくらか	28 1	村上(一)松務官 牧瀬総括主査 川上実資官 西田実資官	大阪地方2	R4.12.21	R7.1.17	棄却	大阪高等7	R7.1.24	相手側							
東京	所得税(源泉)	国(日本橋税務署長)	(1) 相手側に当該経済的利益に係る源泉徴収義務が生じていたか否か。具体的には、相手側が本件代表者から同入に対する貸付金の返済を受けたとして「短期貸付金」勘定を減額する経理処理をしたことは、相手側が本件代表者に対し貸付金の返済を免除するもので、本件代表者に経済的利益を供与するものといえるか否か。 (2) 相手側が上記減額処理を行ったことは、重加算税の賦課を規定した国税通則法68条3項の「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかった」ことに該当するか否か。 (本人訴訟)	28/6.11 29/2.3.5、 6、30/1 ~ 3.6.9.11、 12、 31/3、元 /5.6	2 島田松務官 中前実資官	東京地方2	R4.12.21	R6.11.7	却下 棄却	東京高等11	R6.11.19	相手側	R7.6.25	棄却	最高裁	R7.7.7	相手側		
金沢	国賠	国	国の対応に違法があったとして、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金4,882千円、仮執行宣言あり)	- 1	島田主任松務官 中村松務官 細田実資官	東京地方26	R4.12.26	R7.7.9	棄却										
大阪	法人税	国(東住吉税務署長)	1 本件差額は、法人税法37条1項に規定する寄附金の額に該当するか否か 2 本件売上雑損は、消費税法38条1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に該当するか否か (消費税)	28/3~ 31/3 3	小磯松務官 一橋総括主査 野野実資官	東京地方38	R4.12.28	R7.3.11	棄却	東京高等11	R7.3.24	相手側							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

請求内容		争点		第一審		控訴審		上告審					
原告	被告	請求内容	争点	第一審	控訴審	上告審	請求内容	争点	第一審				
広島	法人税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	28/4~2/4	2	広島地方2	R5.3.8	R6.10.9	棄却	広島高等3	R9.10.22	相手側	R7.4.16	却下・受却
福岡	法人税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	29/3~2/3	3	東京地方3	R5.3.15							
東京	所得税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	29/3~2/3	3	東京地方3	R5.3.17	R6.3.7	棄却	東京高等22	R8.3.16	相手側	R8.12.4	棄却
福岡	法人税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	29/2/19~元/5	1	福岡地方1	R5.4.5							
熊本	相続税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	30	1	大分地方1	R5.4.12							
福岡	法人税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	29/12	1	福岡地方1	R5.4.18	R7.5.28	全部敗訴	福岡高等5	R7.8.10	国側		
福岡	法人税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	30/8	1	福岡地方1	R5.4.18							
徳島	相続税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	30	1	東京地方2	R5.4.28	R6.1.25	棄却	東京高等9	R8.2.8	相手側	R7.4.16	棄却
広島	所得税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	27~30	2	東京地方51	R5.5.11							
東京	法人税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	29/5~2/6	1	東京地方38	R5.5.16							
東京	法人税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	27/12~28/12	3	東京地方2	R5.5.19							
東京	法人税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	26/3	3	東京地方38	R5.5.24							
福岡	所得税	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか否か (消費税)	2	1	福岡地方1	R5.5.24	R6.3.27	棄却	福岡高等3	R8.4.6	相手側	R8.12.12	棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

国	文書送付	原告等	被告等	訴訟	争点	審判部	審判官	審判所	審判日	審判結果	控訴	控訴日	控訴結果	上告	上告日	上告結果	確定		
東京	消費税	国(麻布税務署長事務承継者京橋税務署長)	債権者	1) 居住用賃貸物件の購入及び当該物件に対する内装等の工事に係る課税仕入れのうち、当該物件の購入から販売まで空室であった居室に対応する部分は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみとするもの」と「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。 2) 空室のある物件の買主に対する当該空室部分に係る家賃相当額の支払は、当該物件の売買代金の値引きとして、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。 ① 本件課税期間において、課税事業者に該当するか否か(基準期間における課税売上額1,000万円を超えるか否か) ② 請求人が課税事業者として消費税等の還付申告を行ったことに、通則法68条の仮装・隠蔽に該当する事実があったか否か。	27/9	3	池内松務官 久原実査官	東京地方3	R5.6.14	R7.1.24	棄却	東京高等5	R7.2.7	相手側	R7.7.30	棄却	最高裁	R7.8.13	相手側
福岡	消費税	国(小倉税務署長)	債権者	① 請求人が課税事業者として消費税等の還付申告を行ったことに、通則法68条の仮装・隠蔽に該当する事実があったか否か。 (1) 原告の対象外国関係会社である米国ハワイ州所在のキャプティブ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連者基準を満たすか否か。 (2) 基準所得金額を本邦法令方式により計算したことは適当か否か。	2/4	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方1	R5.6.19	R7.7.2	棄却	福岡高等3	R7.7.16	相手方					
東京	法人税	国(千代田税務署長)	債権者	(1) 原告の対象外国関係会社である米国ハワイ州所在のキャプティブ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連者基準を満たすか否か。 (2) 基準所得金額を本邦法令方式により計算したことは適当か否か。	1/6~ 2/8	2	相川松務官 羽鳥専門官	東京地方2	R5.6.22										
東京	所得税	国(大和税務署長)	未確定	(1) 租手側の国外居住親族について、所得税法84条に規定する扶養控除の適用があるか否か。 (2) 本件における所得税等の各更正処分は、信義則に反する違法な処分か否か。 (3) 本件における所得税等の各更正処分は、租税公平主義に反する違法な処分か否か。	28~2	1	岩崎松務官 福田実査官	東京地方51	R5.7.3	R7.9.2	棄却								
福岡	相続税	国(香椎税務署長)	債権者	土地の評価について、財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)の定めを適用して評価することが著しく不適当と認められる「特殊な事情」があるか。	28	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方2	R5.7.10	R6.11.20	棄却	福岡高等1	R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却			
大阪	法人税	国(姫路税務署長)	債権者	1 原告会社は、本件下宿費の売上げを享受していたか否か。 2 金地金に係る商品先物取引の基金決済、金地金の仕入れに係る各支出額及び受渡決済手数料は、消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか。 3 還付消費税額等は、その還付に係る消費税等の納税申告書が提出された日の属する令和元年12月期の法人税に係る基金の額に算入すべきか否か。 4 金地金に係る商品先物取引によって生じた損失等は、令和元年12月期の損金の額に算入されるか否か。 5 本件各更正処分等は、信義則に反して違反であるか否か。 (消費税)	29/12~ 元/12 2/3、2/6	1	清松務官 中子実査官	大阪地方7	R5.7.11	R6.11.28	却下 棄却	大阪高等3	R6.12.4	相手側	R7.7.4	棄却	大阪高等3	R7.7.14	相手側
札幌	法人税	国(岩見沢税務署長)	債権者	確定申告書に証明書が添付されていなくても措置法81条の2第1項の規定を適用することができるか否か。	1/12	1	松浦松務官 堀本専門官 後藤実査官	札幌地方5	R5.7.26	R6.11.29	棄却	札幌高等2	R6.12.10	相手側	R7.5.23	棄却	最高三小	R7.6.5	相手方
大阪	法人税	国(南税務署長)	債権者	1 本件支出額は、原告から本件役員に対する給与等に該当するか否か 2 本件各処分理由附記の不備があるか否か 3 本件の調査に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か (消費税、源泉徴収)	28/12~ 30/12	3	福田松務官 村上実査官	大阪地方2	R5.7.26	R7.5.23	棄却								
札幌	国賠	国	債権者	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額18,607千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦松務官 堀本専門官 澤田実査官	札幌地方3	R5.8.4										
札幌	国賠	国	債権者	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額1,650千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦松務官 堀本専門官 澤田実査官	札幌地方3	R5.8.4										
札幌	国賠	国	債権者	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額1,788千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦松務官 堀本専門官 澤田実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側					
札幌	国賠	国	債権者	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額1,650千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦松務官 堀本専門官 澤田実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側					

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	課税主体	課税対象	課税期間	課税内容	課税額	課税率	課税方法	備考
東京	所得税	国(渋谷区税務署長)	(1)香港法人からの配当は、平成30年分及び令和元年分の収入すべき金額に該当するか否か。 (2)相手側は、租税特別措置法40条の4第1項の居住者に該当し、平成30年分及び令和2年分において、雑所得に該当する収入があるか否か(外国子会社算入特例の適用可否)。 (3)外国子会社算入特例の適用がある場合、香港法人に係る基準所得金額の計算上、損益計算書にImpairment lossとして計上された金額は、香港法人29年12月期の損金の額に算入されるか否か。 (4)外国子会社算入特例の適用がある場合、香港法人に係る基準所得金額の計算上、訴外人から配当の支払を一部留保された金額等は、香港法人元年12月期の利益の額に算入されるか否か。	30～2	2	佐藤松務官 中村実査官	東京地方3一	R6.5.23	
東京	消費税	国(麻布区税務署長事務承継者京橋税務署長)	(1)その一部が住宅用に賃貸されている販売用建物の購入及び当該建物に対する工事のうち、購入から販売までの期間を通して空室であった部分に係る課税仕入れは、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。 (2)空室のある売却対象物件の買主に対する空室部分に係る家賃相当額の支払は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	28/9	3	池内松務官 久原実査官	東京地方3	R6.7.16 R7.9.17	棄却
関信	消費税	国(朝霞区税務署長)	課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるか否か。 請求書及び帳簿に記載された仕入先の氏名等は真実の取引先か。(本人確認)	30/12～ 3/11	1	杉森松務官 坂垣圭彦 沢里実査官	さいたま地方4	R6.7.5 R7.8.20	棄却
大阪	所得税	国(西宮区税務署長)	原告名義で行われた本件先物取引のうち、原告の父らから委任されたとする本件期間の各取引に係る雑所得は原告に帰属するか否か	30～元	1	濱家松務官 徳山総括主査 久保実査官 池谷実査官	大阪地方7	R6.8.9	
名古屋	法人税	国(名古屋西区税務署長)	原告が調整のため計上した売上原価や仕入高等は、本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできるか否か。 原告に「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。(消費税)	27/5～ 3/5	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9	R6.7.19	
東京	相続税	国(練馬区税務署長)	(1)相続開始日において賃貸されていなかった空室は、貸家建付地及び貸家の賃貸割合の計算上、一時的に賃貸されていなかったと認められるものといえるか否か。 (2)被相続人が、業務委託契約を締結していた不動産管理会社に對して有していた預け金(相続開始日において支払期日が到来していた相続開始月分の賃料に係るもの)は、相続税の課税価格に算入すべきか否か。	29	1	柏田松務官 里西実査官	東京地方51	R6.7.30	
名古屋	法人税	国(關稅務署長)	本件各収入は、工業所有権等の使用料に該当するか否か。 本件各種機能の開発は、「自ら行った研究開発」に該当するか否か。 本件各支出の金額が、「当該使用料を得るために直接要した費用の額」に該当するか否か。	2/3- 3/3	3	村田松務官 水野主査	東京地方3	R6.8.8	
熊本	法人税	国(熊本市西税務署長)	被告が、土地及び建物の各固定資産税評価額の比率を用いる方法を用いて、本件建物の購入の代価及び本件不動産の課税仕入れに係る支払対価の額を算定し原差分を行ったことは適法か否か(消費税)	2/12- 3/12	1	井手松務官 堀川主査	熊本地方2	R6.7.29	
高松	相続税	国(今治市税務署長)	理由付記の付け替えのために行った取消し再更正処分は適法であるか否か。	30	1	井上松務官 白石専門官	松山地方1	R6.8.13	
大阪	相続税	国(上京区税務署長)	被相続人の死亡により配偶者が取得したスイス遺贈年金を受給する権利(本件受給権)は、相続税法3条1項6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。	29	1	岡田松務官 牧瀬総括主査 西田実査官	京都地方3	R6.8.20	
関信	所得税	国(真岡区税務署長)	基礎控除の適用に所得金額による差異があることは憲法違反である。	3	1	鈴木松務官 土屋専門官 佐藤実査官	東京地方51	R6.8.5	

5

9

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

	国(府)税務署長	所轄地	事件番号	審判官	判決日等	結果	上訴人	判決日等	結果	上訴人	判決日等	結果
東京	消費青	国(蔵沢税務署長)	係 相手側が取得した各建物の課税仕入れに係る支払対価の額は、鑑定評価額比率又は固定資産税評価額のいずれにより算出すべきか	3/12	1	岩崎松務官 福田実室官	東京地方3	R7.6.12				
大阪	相続税	国(芦屋税務署長事務)	係 本件更正処分等に重大かつ明白な違法があるか否か。(本人訴訟)	24	1	高橋松務官 牧瀬総括主査 川上実室官 西田実室官	神戸地方2	R7.7.23				
関信	所得税	国(潮来税務署長事務)	(1)青色申告の承認を取り消すべき事案(理由)があるか否か (2)推計課税の必要性があるか否か (3)推計の方法に合理性があるか否か (本人訴訟)	27~28		金高松務官 土庫専門官 富山実室官	東京地方38	R7.8.23				
広島	国賠	国	原告が提出した源泉徴収票不交付の届出書について、国税法第1条第1項に規定する違法が認められるか否か (本人訴訟) <u>[請求額:460万円 仮執行宣言請求]</u>	-	1	菊島松務官 赤代専門官 港実室官	岡山地方2	R7.7.7				
東京	法人税	国(四谷税務署長)	オランダに所在する相手側の外国関係会社は、租税特別措置法98条の6第2項2号イ(1)及び(2)の要件を満たさず、特設外国関係会社に該当するか	2/12~ 4/12	3	嶋田松務官 吉川実室官	東京地方38	R7.6.20				
東京	消費税	国(柏税務署長)	ユーザー・メーカーである相手側が行った電気通信利用役務の提供(動画の制作・投稿等)の提供先は、本件国外事業者(国外取引)又は本件国内事業者(国内取引)のいずれであるか	2/12	1	佐藤松務官 石田実室官	東京地方2	R7.7.2				
東京	その他	国(麻布税務署長)	(1)却下処分の理由の提示に不備があるか否か。 (2)国税通則法11條に規定する「災害その他やむを得ない理由」により、令和2年分ないし同4年分の所得税の確定申告をその期限までにすることができなかったと認められるか否か。		1	岩崎松務官 瀧澤実室官	東京地方2	R7.7.14				
札幌	所得税	国(札幌北陸税務署長)	更正をすべき理由のない通知処分は違法であるか否か。(本人訴訟)	28~30	1	松浦松務官 後妻実室官	札幌地方5	R7.7.18				
東京	法人税	国(目黒税務署長)	(1)相手側が相手側の代表者から各種情報の提供を受けたとして計上した研究開発費(本件各研究開発費)は、法人税法上の経費資産に該当し、本件各研究開発費に係る償却費の額を損金の額に算入することができるか否か。また、本件各研究開発費の額は、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に含まれるか否か。 (2)本件において国家賠償法1条1項の違法が認められるか否か。	2/3~ 4/3	1	池内松務官 中国実室官	東京地方38	R7.5.13				
大阪	所得税	国(北税務署長)	外国子会社合算税制の適用の可否①(居住希該当性、②特定外国子会社該当性、③適用対象金額を算出する際、他の特定外国子会社からの配当を控除すべきか否か)	30	2	村上(幸)松務官 徳山総括主査 池谷実室官 久保実室官	大阪地方7	R7.9.9.				
東京	所得税	国(菊池税務署長事務承継者江東西税務署長)	(1)総所得金額が過大であると認める更正の請求に対して、その更正をすべき理由がないとして行った通知処分に違法があるか否か。 (2)処分行政庁に更正の請求とともに減額更正をする権利があるか否か。	28	1	佐藤松務官 伊藤実室官	熊本地方3	R8.7.12				